

## 少年教護院における一時保護実現に向けた過程

－育成院および樹徳学園を事例として－

立浪 朋子<sup>1)</sup>\*

1) 新見公立大学健康科学部健康保育学科

(2020年11月18日受理)

1934(昭和9)年に施行された少年教護法第十四条に定められた一時保護がどのように実施されたのかを、石川県および富山県の少年教護院である育成院、樹徳学園を事例に検討した。一時保護の実施にあたり、育成院、樹徳学園のいずれも、その後援機関で実施することを旨とした。第十四条では適当なる施設もしくは家庭への委託と定められているなかで、後援機関を活用することが現実的な選択であったためと考えられる。このような後援機関の活用による教育・保護の拡大は、一時保護に限らず多様な目的で行われていた。今後の課題として、少年教護院における教育・保護の限界を後援機関がどのように担っていたのかを検討していくことが必要である。

(キーワード) 少年教護院、少年教護法、一時保護、後援機関

### I はじめに

少年教護院は不良行為をなす、またはなす虞のある子どもを対象とする施設であり、当初は感化院と称された。感化院は1900(明治33)年に感化法制定、1908(明治41)年の同法改正を経て全国に設置された。1934(昭和9)年の少年教護法施行により、感化法は廃止され、感化院は少年教護院と改称された。

本稿では、少年教護法の第十四条に定められた、一時保護の実現過程について究明することを目的とする。少年教護院の一時保護は少年教護法に定められた後も、順調に実施できたとは言い難い状況にあった。そのため、少年教護院では一時保護の実現に向けた模索が行われていた。本稿は少年教護院の一時保護の実現に向けた模索について、石川県の少年教護院である石川県育成院(昭和13年より石川県立加能実修学校、以下、育成院)、および富山県の少年教護院である富山県立樹徳学園(以下、樹徳学園)を事例に、いかなる理由・方法で一時保護の実現を目指したのか、いかなる内容の一時保護を行おうとしたのかを検証する。育成院、樹徳学園は法で認められた一時保護の実施にあたり、後援機関を活用した。両施設の一時保護実施に向けた模索を検討することで少年教護法第十四条の意義および課題も考察できると考えられる。

本稿の目的を達成するための課題として、第一に、少年教護院において一時保護を実施するにあたりいかなる課題があったのか、第二に、事例として挙げる育成院および樹徳学園で一時保護を実施しようとした理由、第三に、育

成院、樹徳学園でいかなる方法で一時保護を実現しようとしたのかを明らかにするという3点を設定する。

研究対象時期は、少年教護法で一時保護が定められた1933(昭和8)年前後から、一時保護実現に向けた具体的な動きが見られる1942(昭和17)年頃までとする。主な資料としては、研究対象時期における育成院および樹徳学園の実態がわかる各施設の要覧、育成院の後援機関で毎月発行されていた機関紙である『石川教護時報』、感化院、少年教護院の教育・保護内容に関する月刊の全国雑誌『児童保護』等を用いる。

本稿は歴史的研究であり、用語は当時のまま用いる。

### II 少年教護法施行による一時保育実施における課題

一時保護は、少年教護法第十四条に定められた。同条によれば、地方長官、警察署長または市町村長が必要と認める時は、少年教護院に「入院セシムベシ」者を定めた第八条のうち第一項第一号に該当する者、すなわち少年にして親権または後見を行う者なき者、の処分決定に至るまでの間、一時保護のため適当なる施設もしくは家庭に委託できることとなった。また、警察署長が必要と認める時は5日を超えない期間、仮に留置をなすことができることとなった。

少年教護法施行以前より、たとえば東京府では「幼少年保護所といふのを一時保護所に使って」いた(日本少年教護協会[1935]21)ように、一時保護は独自に実施されていたが(藤田[2017]17-18)、少年教護法で定められたことによ

\*連絡先: 立浪朋子 新見公立大学健康科学部健康保育学科 718-8585 新見市西方1263-2

り、新たに法的に設けられた制度となった。少年教護法制定の経緯については、山崎（2012）によれば、法改正に向けて感化法の不備を指摘し法改正運動に取り組んだ感化院長による、感化法の課題点が挙げられており、少年教護法案にも反映されていた（山崎[2012]102）。少年教護法は感化院関係者の尽力によって成立したが、成立した同法の内容は、関係者の要望を反映した当初の法案からはかけ離れたものであった（山崎[2012]106）。

感化院関係者が少年教護法の不備として挙げたものとしては、たとえば法改正運動を進めていた一人である（山崎, 2011）熊野隆治(1882-1975)（竹原[2015]20）は、法改正10年後の1943（昭和18）年に改正時を振り返り、少年教護院の入院対象者を定める条項から「適当ニ」の文言が抜けていたことに対し、「アツ、と驚い」たことを述懐している（熊野[1943]22）。感化院長ら感化院関係者によって結成された感化法改正期成同盟会作成による少年教護法私案では、第七条に少年教護院の対象者について定めがあり、第一号は「少年にして適当なる親権又は後見人なき者」となっていた（感化法改正期成同盟会編[1935]14）。対して、成立した少年教護法では当該部分は第八条第一項第一号であるが、「適当ニ」の文言は削除され、「少年ニシテ親権又ハ後見ヲ行フモノナキ者」となっていた。

1935（昭和10）年9月30日、東京において少年教護院および社会事業関係者が出席し少年教護法実施一周年を記念した座談会を開催している。ここでは、一時保護をはじめとする少年教護法の課題と対策について議論されている（日本少年教護協会[1935]7-67）。少年教護院の対象となる子どもを定める少年教護法第八条第一項第一号において「適当ニ」が削除されたことに伴う困難も議題となった。座長の「適当ニ」の問題とは何かという問いに対し、参加者であった熊野が、当初は「適当ニ親権を行フ」ということになっていたが削除されたこと、これにより都市部が打撃を受けていることを説明した。「適当ニ」の文言があれば子どもが親権者等から不適切な養育を受けている場合であっても「どんどん入院させる」ことができたが、文言が削除されたために養育者がいる場合は養育の質にかかわらず入院させられないという問題があったのである（日本少年教護協会[1935]22）。

少年教護法第十四条では、一時保護の対象は「第八条第一項一ニ該当スル者」のみであった。だが、少年教護院への入院対象者を定める第八条には、一号から四号までが定められていた。前述の一号のほか、二号の親権者または後見人により入院の出願があった者、三号の少年審判所より送致された者、四号の裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき者、である。そのため、たとえば二号に該当する親権者等から入院の出願があった者は、一時保護の対象とはならないこととなった。

東京府では、少年教護法施行前には様々な子どもに一時

保護を行っていた。だが少年教護法施行後は、第八条第一項第一号に該当する者のみを対象としなくてはならず（日本少年教護協会[1935]21）、大阪府の少年教護院長であった熊野もまた、同様の問題を抱えていると答えた。たとえば、放浪をしている子どもを一時保護しようとしたが、親がいることがわかった。親がいることで、適切な養育が行われていない場合でも子どもは第一号の該当者とはなくなり、「法の建前として出来ない」という問題が生じた（日本少年教護協会[1935]21-22）。

こうした問題に対し、補助を受けずに一時保護を受けるのであれば府県の任意という形になることから、京都の少年教護院のように、保護者による経費支出が可能な場合は少年教護法の定める一時保護としての手続きをしない形で一時保護を行う施設もあった。また、少年教護法と同時期、1933（昭和8）年に制定された児童虐待防止法が、被虐待児を適当な施設に委託すると定めていることから、適当な施設として少年教護院が該当するのではないかという意見も出た。すなわち、少年教護法で一時保護の対象とできない子どもについては児童虐待防止法の対象児として保護するという案であった。だが少年教護院は不良行為をなす者のための施設であり、被虐待児は「善良の子供」であるため、「教護院に容れては可哀想」という矛盾が生じた（日本少年教護協会[1935]24-26）。

このように、少年教護法で一時保護が法的に認められたことは、少年教護院入院前の保護の必要性が認められたことであり少年教護院関係者にとって歓迎されることであったものの、実際の運営にあたっては少年教護院は「法の建前」による新たな困難を経験することとなった。

### III 樹徳学園による一時保護の実施に向けた過程

少年教護法に定める一時保護は、第八条第一項一に該当する者のみが対象となること多くの少年教護院関係者を悩ませた。だが、富山県の樹徳学園の場合はこの点については一時保護を含め、納得していたようである。樹徳学園長の定塚正雄（1880-?）は、第八条第一項一に「適当」の文字が削除され地方長官が少年教護院に収容を命ずる範囲が狭められたのは遺憾との声が高いという状況に対し、反論している。すなわち、少年教護法によって「院外教護機関としての少年教護委員が設置され、家族制度に適した教護ができ得るやうになったのであるから、此の改正は寧ろ当然である」と、少年教護院の対象となる範囲が狭められたのは、院外教護が可能となったことによるものとの見解を示した（定塚[1933]18）。また、富山県社会課の山本仙之介（生没年不詳）は、保護が必要な子どもが少年教護法第八条第一項第一号に該当しない場合は、児童虐待防止法の規定で十分保護ができると述べた（山本[1935]20）。樹徳学園には、後援機関である富山成徳会が大正初期に

設立されていた。富山成徳会では感化法の時代より、樹徳学園を出た後の雇用者にあたる「主家カラ解雇セラレタ者ニハ一時園内に停メ」ことを使命の一つとしていた（富山県立樹徳学園[1931]29）。少年教護法の定める一時保護の趣旨とは異なるものの、一時的に子どもを保護する必要性について、少年教護法施行以前より樹徳学園は認識していたと言える。

少年教護法が施行された2年後の1936（昭和11）年には、富山県成徳会（同年に富山成徳会から改称）で一時保護が実施されていた。一時保護では、「不良行為を為し又は為す虞あるに至つた少年は、成るべく早期に富山県立樹徳学園に入園の手続きを採らなくてはなりませぬが、其の手續中、一時保護の必要ある場合には、富山県成徳会が委託に応じます」と、樹徳学園への入院が可能になるまでの間は富山県成徳会が一時保護することとなっていた。少年教護法第十四条に定められた一時保護を富山県成徳会で実施するようになったと言える（富山県成徳会[1936a]6）。

1936（昭和11）年度の事業計画には「保護部の拡充」として、一時保護を富山県成徳会の施設において実施することが述べられている。それまでは、樹徳学園への入院前の一時保護は、「職員及設備不充分ノ為」、富山県成徳会の名義において行っていたものの実際には樹徳学園の施設で保護していた。だが、富山県成徳会としての施設が新築されたことにより、「名実共ニ本会ニ於テ之ヲ行ヒ」とすることが可能になった。また、365日の間1名を保護する予算を計上した（富山県成徳会,1936b）。

富山県成徳会による一時保護は、1942（昭和17）年度までは、少なくとも制度としては実施されていたことが確認できる（富山市社会課[1942]41）。だが、その頃には富山県成徳会は経営困難となり、逆に樹徳学園から後援を受ける状態となっていた（富山県立樹徳学園,1947）。そのため、1940（昭和15）年の紀元二千六百年記念事業の一つとして樹徳学園共励会と称する別の後援会が設けられた。1947（昭和22）年になると、この樹徳学園共励会が「近く一時保護所を建設せんと一大活動を展開して」いた（富山県立樹徳学園,1947）。1942（昭和17）年以降の時期に、一時保護施設は中断されたと推測される。同時に再開も模索されていた。

#### IV 育成院における一時保護の実施に向けた過程

育成院は地域の不良行為を為す子どもの相談に対応するため、育成院の後援機関である石川県育成院共済会（以下、共済会）で少年教護相談所を設置した（立浪,2017）。1934（昭和9）年、正確な教護相談のためには一定の観察期間が必要であるという認識から、そのための場所を得るため、共済会の施設である共済会館に一時保護所を開設することとなった。一時保護所では、数日間ないし一か月程度の

期間子どもを収容し、その間に子どもの精神的身体的検査をなし少年教護院に入院の必要性を判断することとした（石川県育成院共済会[1934b]4）。これは、それまで共済会で実施していた職業訓練の洋裁が廃止されたことから、共済会館に宿泊していた子どもを移動させることにより、共済会館を一時保護所とする場の確保が可能となったものである（石川県育成院共済会[1934b]4）。なお、1934（昭和9）11月の共済会広報誌『石川教護時報』によれば、「少年教護相談所を開設し、少年教護法第十四条による一時保護の施設をも兼営」しようとするにあたり、「早急ながら県当局の了解を得て授産部洋裁科の事業を十月限りで廃止することに致しました」とあった（石川県育成院共済会[1934a]5）。一時保護所の開設は、洋裁の廃止の主な要因でもあったことがわかる。また、育成院の場合、少年教護法に定める入院前の保護だけでなく、仮退院後に復院の必要が生じた場合もまた、石川県少年教護協会（昭和10年に石川県育成院共済会から改称）の負担で一時保護をなした（石川県少年教護協会[1935a]3）。育成院の後援機関における一時保護は、法的に定められた一時保護に限らないものであった。

1935（昭和10）年の石川県少年教護協会事業報告によれば、少年教護法第十四条による一時保護、同法に準じる保護は5名の子どもに行われていた（石川県少年教護協会[1936a]4）。そのほか、児童虐待防止法第二条による保護が2名、退院した子どもの宿泊が14名おり（石川県少年教護協会[1936a]4）、前述のことから、これらも一時保護という位置づけであったと考えられる。

石川県少年教護協会では、1941（昭和16）年3月着工予定で一時保護所を新たに建築することになった。一時保護の対象となるのは少年教護法によらない子どもとされ、具体的には①育成院への入院手続きに至るまでの者、②育成院に入院せしめるに至らないが、一時的に環境を変えることによって改善し得るとみとめられる場合、③育成院に入院せしめんとする子どもを一時保護し、教護の可能性の有無を鑑別する場合、④育成院を仮退院した後、再教育の必要が生じた者、または失職、転業の際に一時保護を必要とする者、⑤育成院を退院後も相当期間監督指導を要する者、の5例が挙げられていた（石川県少年教護協会[1941b]3）。なお、①は少年教護法第十四条の一時保護には該当しているが、同法第八条第一項一号の該当者（親権者、後見人が存在しない者）のみ対象という法の定めにはこだわらないという意味であると考えられる。

このような一時保護の対象者の記述から、石川県少年教護協会の一時保護は少年教護法の遵守が目的ではなくそれ以上の保護を目指したものであること、退院後も保護の必要がある子どもがいると認識されており彼らへの対応も目指していたこと、樹徳学園と同様、児童虐待防止法に基づく保護という対応が検討され育成院の場合は実践に



も至っていたことがわかる。

石川県少年教護協会での一時保護拡大の背景には、育成院の入院希望者が増加していたことがある。1935（昭和10）年には1日に2・3名入院することが数か月に再三あるなど、「地方としては稀」な増加が見られ育成院は満員の状態であった。そのため、共済会館の空き室を1935（昭和10）年7月より育成院の臨時寮として使用することとなった。設備の移築拡張、臨時増築も議論されていた（石川県少年教護協会[1935b]4）。

その後、1938（昭和13）年に育成院は移築している。だが日中戦争開始後となる1941（昭和16）年2月頃には、「事変関係」のために育成院の入院希望者が激増し育成院に収容しきれないという問題が生じていた。そのため後援機関である石川県少年教護協会の施設での一時保護によって対応せざるを得なくなっているという現実的な事情もあった（石川県少年教護協会[1941a]3）。篤志家の寄付等で運営されている後援機関の石川県少年教護協会は、県立の施設である育成院よりも、定員や処遇内容などにおいて、より法の定めにとられない柔軟な対応が可能であったと思われる。

## V 後援機関における教育・保護の実施

育成院、樹徳学園のいずれも、少年教護法第十四条に定められていた一時保護を後援機関で実施していた。一時保護に限らず、後援機関では様々な処遇がなされていた。少年教護院では制度上・財政上の理由で困難だった教育や保護が、後援機関であれば可能だったと考えられる。

富山成徳会は、「教化養育上必要欠くベカラザル事項デ公費ノミデハ支弁シ難イモノモアル」として、公費で支弁できない対応を富山成徳会が行うという趣意を述べている。具体的には、父母に代わり保護善導をなすため、娯楽器具を供給する、慰撫と奨励に努める、少年教護院退院後疾病を患った時は医薬を給し休養の方途を講じ、主家から解雇された時は一時的に園内に停め、金品を給与する等であった。これらにより少年教護院の教育に「有終ノ美」をなすことを目指したのである（富山県立樹徳学園[1931]29-30）。

1936（昭和11）年の富山県成徳会は一時保護のほか、洋服裁縫、西洋洗濯の作業といった授産保護も行っていた（富山県成徳会[1936a]6-9）。

育成院の後援機関である石川県育成院共済会は、設立時の初代院長、佐藤文太郎（1872-1916）の言葉を1934（昭和9）年の『共済会要覧』にも掲載している。佐藤は仮退院生のための救済機関の必要性を説いた。樹徳学園とほぼ同様の趣旨であるが、「院内生が病気に罹つたり、怪我をしても、県費で治療することも出来るが、一旦出院した者には、県費で支弁する余裕がない」ためである（石川県育成院共

済会[1934c]1）。そうでなければ、もし育成院を出た者が窮地に陥ったため自暴自棄となり、再び不良性を発揮し、社会を害するようになることになれば、長年の育成院の努力も水泡に帰し多額の公費が無駄になると主張した（石川県育成院共済会[1934c]1-2）。1931（昭和6）年～1933（昭和8）年の共済会の事業は、洋裁科、洗濯科の設置、広報誌の発行、保護懇談会、北信五県感化教育研究会、少年保護週間施行等が実施されていた（石川県育成院共済会[1934c]10-11）。

このように、樹徳学園、育成院のいずれも、必要性は認識されていたものの公費では支出できない事業を実施する手段として、後援機関を活用していた。少年教護法に定められていた一時保護もまた、育成院が明言したように施設では法で定められた範囲を超えた内容での実施を必要と考えていた。これらの事業の実施にあたって後援機関の存在が大きかったことが窺える。

## VI まとめにかえて

1941（昭和16）年以降、太平洋戦争下にあつて、樹徳学園、育成院のいずれも一時保護の継続は困難であったことが推測される。少年教護法に基づく少年教護院という体制は、戦後児童福祉法が制定されるまで継続するが、樹徳学園では児童福祉法制定直前の1947（昭和22）年頃に、樹徳学園の新たな後援機関となった共励会で一時保護建設の運動が展開されていた。一時保護所建築のための寄付録が現存しており、一時保護所建築の必要性、戦時下および敗戦に伴い建築が困難となり寄付を必要としていることが訴えられていた。また、育成院では後援機関の一時保護所建築が計画され設計が完成し着工の運びとなった（石川県少年教護協会[1941b]4）。戦後発行された80周年記念誌『あゆみ』によると、1941（昭和16）年に一時保護所は竣工し誠心寮と称されるが、1944（昭和19）年、育成院の入院者数の増加に伴い県に無償移管され後援機関ではなく育成院の建築物として使用されることとなり、一時保護所としては使用されなくなっていた。

もともと石川県少年教護協会の一時保護は、育成院が定員超過の危機にあったことの対策という一面もあり、ともかくも子どもを保護することが優先となり少年教護院への入院、一時保護による対応という区別を適切に実施することそのものが行い難くなっていたと考えられる。

少年教護法第十四条に定める一時保護は、「スルコトヲ得」すなわち実施は任意であったために、法の定めにある適当な施設や家庭への委託を実施する上で各府県や少年教護院の職員による実施への熱意が必要であった。一時保護の場や経費等も独自に確保することを要した。こうした場合、府県や少年教護院の事業としては実施困難であった処遇が、後援機関への委託、後援機関の事業としては可能

であったと考えられる。

今後の課題として、一時保護の詳細についてさらに明らかにすること、一時保護をはじめ多様な役割を担った後援機関の少年教護院における位置づけをさらに考察することで、少年教護法や少年教護院という法的制度にいかなる限界があり、どのように限界が補完されていたかを明らかにすることが必要である。

## 文献

- 1) 藤田恭介：東京都における児童相談所一時保護所の歴史. 社会評論社, 2017.
- 2) 定塚正雄：方面委員と樹徳学園並に富山成徳会. 財団法人富山県社会事業協会, 3 (2), 14-22, 1933.
- 3) 感化法改正期成同盟会編：少年教護法制定顛末録. 感化法改正期成同盟会, 1935.
- 4) 熊野隆治：少年教護法議会上程の当時を回想し将来の日本教護に及ぶ. 児童保護, 13 (10), 19-28, 1943.
- 5) 石川県立児童生活指導センター：あゆみ. 石川県立児童生活指導センター, 1988.
- 6) 石川県育成院共済会：授産部洋裁科に就いて会員各位に次ぐ. 石川教護時報, 74, 1934a.
- 7) 石川県育成院共済会：少年一時保護所の開設. 石川教護時報, 75, 1934b.
- 8) 石川県育成院共済会：共済会要覧. 石川県育成院共済会, 1934c.
- 9) 石川県育成院共済会：少年教護院の術語解説(二). 石川教護時報, 82, 3, 1935a.
- 10) 石川県少年教護協会：共済会館を臨時寮とす. 石川教護時報, 82, 4, 1935b.
- 11) 石川県少年教護協会：本会事業概況. 石川教護時報, 90, 5, 1936a.
- 12) 石川県少年教護協会：石川県少年教護協会事業報告, 97, 4, 1936b.
- 13) 石川県少年教護協会：石川県少年教護協会とは. 石川教護時報, 145, 3, 1941a.
- 14) 石川県少年教護協会：一時保護所設計成る. 石川教護時報, 148, 4, 1941b.
- 15) 日本少年教護協会：少年教護法実施満一週年記念座談会. 児童保護, 児童保護少年教護一周年, 5 (10/11), 7-67, 1935.
- 16) 竹原幸太：武蔵野学院職員の感化教育・少年教護実践史研究—初代院長菊池俊諦を基点として—. 教育学研究, 82 (3), 14-26, 2015.
- 17) 富山県立樹徳学園編：富山県立樹徳学園要覧. 富山県立樹徳学園, 1931.
- 18) 富山県立樹徳学園：少年教護沿革史資料. 富山県立樹徳学園, 1947.
- 19) 富山県成徳会：児童保護団体富山県成徳会の事業. 富山県成徳会, 1936a.
- 20) 富山県成徳会：昭和十一年四月十六日役員協議事項. 富山県成徳会, 1936b.
- 21) 富山市社会課編：富山市社会事業概要. 富山市社会課, 1942.
- 22) 立浪朋子：石川県、富山県における少年教護法の施行—法実施時の課題とその対策—. 東京社会福祉史研究, 11, 95-107, 2017.
- 23) 山本仙之介：少年教護法の実施に就て(二). 社会, 5 (1), 13-22, 1935.
- 24) 山崎由可里：少年教護法成立経緯に関する研究. 和歌山大学教育学部紀要. 教育科学, 62, 101-107, 2012.
- 25) 鈴木明子・勝山敏一：感化院の記憶. 桂書房, 2001.
- 26) 矢上克己：石川県社会福祉成立史研究. 金城大学矢上研究室, 2004.